

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2023 年 5 月 1 日

株式会社 gumi
株式会社 gC Labs

吸収分割に係る事後開示書面

2023年5月1日

(分割会社) 東京都新宿区西新宿四丁目34番7号
株式会社 gumi
代表取締役社長 川本寛之



(承継会社) 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号
株式会社 gC Labs
代表取締役社長 川本寛之



株式会社 gumi (以下「分割会社」といいます。) 及び株式会社 gC Labs (以下「承継会社」といいます。) は、2023年3月15日付け「吸収分割契約書」に基づき、分割会社の株式管理事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の定めに従い、下記のとおり本件分割に関する事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本件分割が効力を生じた日

2023年5月1日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求(会社法第784条の2)の手続の経過

本件分割は、会社法第784条の2ただし書に規定する場合に該当するため、会社法第784条の2の規定に基づく請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求(会社法第785条)の手続の経過

本件分割は、会社法第785条第1項第2号に規定する場合に該当するため、会社法第785条の規定に基づく請求権は発生しません。

(3) 新株予約権買取請求(会社法第787条)の手続の経過

分割会社は、会社法第787条第3項及び第4項の規定に基づき、2023年3月24日付けで定款所定の公告方法である電子公告を行いました。所定の期間内に、新株予約権者からの買取請求はありませんでした。

(4) 債権者の異議申述(会社法第789条)の手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年3月24日付

けで官報公告及び定款所定の公告方法である電子公告を行いました。所定の期間内に、債権者からの異議申述はありませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求（会社法第 796 条の 2）の手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条の 2 ただし書に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）の手続の経過

本件分割は、会社法第 797 条第 1 項ただし書に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条の規定に基づく請求権は発生しません。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）の手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 3 月 24 日付けで官報公告を行いました。所定の期間内に、債権者からの異議申述はありませんでした。なお、承継会社に知っている債権者は存在しなかったため、債権者に対する各別の催告は要しませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2023 年 5 月 1 日をもって、分割会社の株式管理事業に関する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2023 年 5 月 1 日

6. 前各項に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項

本件分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当し、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、両社ともに株主総会の承認を経ないで本件分割を行いました。

以上